

<報道発表資料>

令和3年6月24日

新型インフルエンザ等対策特別措置法第80条第1号に基づく 過料について

埼玉県では、まん延防止等重点措置として県内の重点措置を講じるべき区域（※1）に所在する飲食店等の施設管理者に対して、営業時間の午後8時までの短縮等の要請を行っています。

大多数の飲食店の皆様には御協力をいただいているところですが、残念ながら御協力いただけない店舗に対し、同法第31条の6第3項に基づき営業時間の短縮等の命令を行ったところ（※2）。

本日、その命令に従わなかった店舗について、同法第80条第1号に基づき20万円以下の過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知書」を通知しましたのでお知らせします。

1 通知日

令和3年6月24日（木曜日）

2 対象者数

命令違反が確認された3店舗（命令後の営業状況を県職員が調査）

3 その他

誹謗中傷行為等が起きないようにするため、店舗の名称・所在地等は非公表としています。

※1 重点措置を講じるべき区域

- ・4月20日から4月27日（2市）
さいたま市、川口市
- ・4月28日から6月20日まで（15市町）
さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町
- ・6月21日から（2市）
さいたま市、川口市

※2 命令対象店舗（6月24日現在）：8店舗